

令和3年第419回信濃町議会定例会6月会議 会議録（2日目）

（令和3年6月3日 午前10時30分）

●議長（佐藤武雄） 会議を開きます。

通告の2、湊喜一議員。

- 1 ヤングケアラー問題について
- 2 コロナ感染症ワクチンの接種について
- 3 改正災害対策基本法について

なお、資料配布を要請されましたので皆様のお手元に配布してございます。議席番号10番・湊喜一議員。

◆10番（湊 喜一） 議席番号10番・湊喜一です。通告に従い3点にわたって質問をさせていただきます。通告しました細かい要旨の説明部分で、順番を多少変えるかも分からないですが、その辺のところはご了承下さい。

まず最初に、ヤングケアラー問題についてであります。このヤングケアラーという問題を皆さんと共有するために議長の許可を得て資料の配布をさせていただきました。法令上の定義はないですが、一般的に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされているのが、このヤングケアラーという人たちです。資料の絵とともにどういうことをやっている人をヤングケアラーと呼ぶのか。家族にケアを要する人がいる場合、大人が担うような責任を引き受けて家事や家族の世話・介護、それと感情面のサポート等を行っている18歳未満の子どもたちをヤングケアラーと呼びます。信濃町においても、社会通念上の子どもたちのお手伝いの範疇を越えた家事や介護を子どもにさせている家庭があるのではないかなと思います。ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題に関わるという部分もあります。それと本人や家族に支援の必要があるという自覚がないケースもあり、そういう理由から支援が必要な家庭というのが表面化しにくい、そういう構造になっています。このために、福祉・介護・医療・教育といった様々な分野が連携し、ヤングケアラーを早期に発見した上で支援を行うことが重要であると思っております。本来、日本においては、子どもは児童憲章、または民法、教育基本法、児童福祉法、新しいところでは次世代育成支援対策推進法等々により守られるべき存在です。多少長くなるんですが、認識を共有したいということで、この中の一番肝心の児童憲章を少し朗読させていただきます。制定日が昭和26年5月5日です。制定者は内閣総理大臣により召集され、国民各層・各界の代表で構成された児童憲章制定会議であります。

内容ですが、われらは、日本国憲法にしがたが、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境の中で育てられる。

- 一、すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二、すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三、すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四、すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすようにみちびかれる。
- 五、すべての児童は、自然を愛し、科学と技術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 六、すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七、すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八、すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九、すべての児童はよい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 十、すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおこした児童は、適切に保護指導される。
- 十一、すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二、すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民よして人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

以上が児童憲章です。これが基本ですから、児童の保護に対する基となっている児童に対する憲法であります。長くなって申し訳ないです。そこで、当町におけるヤングケアラー問題の認識と実態および支援の如何を伺うんですが、先にこの各種資料を理事者側にはお知らせしております。理解されていると思いますので、まず最初に成蹊大学、澁谷智子先生の埼玉県の高校 2 年生 5 万 5000 人に対して実態調査を行い、ヤングケアラー問題の実態・分析された報告書に対し町長、教育長の見解をお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤武雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 湊議員さんのヤングケアラーの関係についてのご質問でございますが、今お話していただきましたように事前に成蹊大学の澁谷先生の資料を頂戴いたしましてありがとうございます。私はこの「ヤングケアラー」という言葉そのものも単語は承知はしていましたが、中身の問題については、いまいち理解が薄かったなと言うふうにこの資料を拝見して思ったわけでございます。特に拝見していてちょっと観点が違うかもしれないですが、おそらく、昔からも当然あった大きな課題だったんだろうと思

います。しかしながら昨今の社会状況の変化と言いますか、澁谷先生の実態調査等々を見まして、なるほど、時代背景の変化が大きくまたここに関わってきているなというふうに思う所もございます。これひとつ指摘されておりますが、社会的状況の変化と言うのは特に家族の問題、あるいは1世帯の人数の問題だとか、あるいは社会的現象で共働き・ひとり親家庭の問題、そしてまた平均寿命が延伸していると、こういった様々な状況の変化が近年特に問題視される状況に至ってきたのかなというふうに思っております。なかなか湊議員さんもおっしゃったように、こういう立場に置かれている子どもさん含め家庭の皆さん方は、そういう立場にあるということの自覚がないんだと。ないというか、それほど深く持っていないと、これが通常の当たり前というような思いで生活をされているというような中身を拝見したわけでございます。これやはり特に18歳未満の子どもたち、例えば文科省の実態調査の定義の中でも先程、定義的なものをおっしゃってましたが、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どもたち、前文はちょっとあるのですが、そのような状況に置かれている社会の今の状況についてはしっかり行政としても受け止めていかなければいけないのではないかと思っています。そういう意味では、国家的な問題として政府がこの問題をしっかりと取り組んでいただいて、私ども地方行政も歩調を合わせながら対応していくことが必要になってくるだろうと思っております。以上です。

●議長（佐藤武雄） 佐藤教育長。

■教育長（佐藤尚登） はい、お答えします。成蹊大学の澁谷智子さんという方は、ヤングケアラーの調査、研究、提言を早くから行ってきた方です。議員ご指摘の埼玉県の調査以前にも、南魚沼市であるとか、藤沢市でこの問題に関する教員対象の調査をなさっています。ご質問の埼玉県での調査は初めて当事者である高校生を対象にしたものですので、よりそのヤングケアラーの実態が明らかになったものだと考えます。それによれば、埼玉県の高校2年生の4.1パーセントがヤングケアラーにあたると考えられ、ケアの対象者であるとか、内容あるいはケアにかける時間は様々ですが、程度の差はあるが、例えば周囲の人（友達）との会話や話題が合わないとか、進路についてしっかり考える余裕がない等、明らかに学校生活に影響が及んでいると自ら認識している高校生の存在が明らかになりました。先ほど議員が朗読された児童憲章もそうですし、それ以外の法令、あるいは例えば児童の権利に関する条約、児童福祉法等は児童が良好な環境で育てられることを求めていますので、家族のケアのためにそれが阻害されるような状態は、基本的には改善されなければならないと考えます。ただ、これも議員もご指摘だったんですが、現実にはそれぞれ家庭の事情であるとか、当事者の意識が異なることから、一律に行政が介入、対応することは難しい面もあることは事実だと思います。澁谷さんによれば、当事者たちがもっとも望むのは、話を聞いてもらうことだというふうにおっしゃっています。介護の専門家等の支援者であるとか、似た境遇の人同士の話し合いの中から、望ましいサポートの在り方が明らかになるということが多いそうですが、なるほ

どなど納得させられました。町教育委員会としましては、児童生徒の学校における発言、あるいは書く作文、衣服等の様子から何らかの兆候が認められた場合には速やかに学校から子ども支援係に連絡・報告してもらって、住民福祉課等適切な部署に情報を提供していくこととしています。そのためには、この問題に対する教職員の認識を深める必要があるとも考えております。

●議長（佐藤武雄） 湊議員。

◆10番（湊 喜一） 教育委員会としては、非常に前向きな取組みをやろうとされているように認識させていただきます。ほぼほぼ結論は出たような気はするが、一応用意してきていますので、教育委員会の方にもいろいろお聞きしたいと思います。文科省の取り組みとして、厚労省において作成されたヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシートというのがあるんですが、教育委員会としてアセスメントシートの活用は予定はあるのかというのが1点。それとヤングケアラー問題は、先程述べたように、教育長も言っておられたように、非常に把握しにくく表面化した時には既に遅しというような場合が散見されると思うんです。やはり早期発見は学校現場ではないかと私は思っているんですが、そういう意味から信濃小中学校におられると思うスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、これ文科省が平成31年度までに確か配置しなさいと通達だったと思うが、設置しているのであれば、その活動内容もお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤武雄） 佐藤教育長。

■教育長（佐藤尚登） はい、ご質問の順番とは一致しないかもしれませんが、まずスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーですが、これ長野県の場合、学校に配置というよりは教育事務所に配属されていまして、学校の求めに応じて、スクールカウンセラーに関しましては学校に派遣されます。昨年の場合ですと、概ね200時間ぐらい県の教育事務所配属のスクールカウンセラーが学校を訪れています。これは、児童生徒、場合によると保護者も含めてですが、心理的な課題のカウンセリングに当たる方です。町では、この県の教育事務所に配属されているスクールカウンセラーに加えて、心理専門職の方もお願いしています。それからスクールソーシャルワーカーというのは、精神面だけではなく社会保障制度であるとか、そういったものの相談を主に担当する方ですが、この方も教育事務所におられて、学校で必要があって、学校では個別の支援会議と言いまして課題を抱えている児童生徒をどうサポートしていくかという会議を開いておりますが、その時に教育事務所からスクールソーシャルワーカーにおいでいただくと。おそらく昨年度は20回程度会議に出席頂いているかと思っておりますけれども、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、そういう状況です。それで今申し上げましたように学校では、困難を抱えている児童生徒に対しては、いわゆるヤン

グケアラーの問題だけではなくて、広く支援をすることとしていまして、当然その会議の中では仮にその過程で大きな負担を背負っている状況があれば、そのことも取り上げて議論しているということです。現状その文科省から示されたアセスメントシートそのものを使ってはおりませんし、当面学校として使うということを決めてはおりませんが、実際にはその支援会議の中でそこに挙げられているチェック項目については当然検討しておりますので、当面そのことに関しては不都合はないのではないかと考えています。学校が発見の第一段階であるということの意味のご指摘がありましたけれども、そのことはおっしゃるとおりだと思いますが、これもなかなかデリケートな問題がありますので、学校としては先程の繰り返しになりますが、例えば児童生徒の服装であるとか髪の色等の様子であるとか、あるいは書いてくる作文とか、発言、担任との話の中でぽろっと出てくることもあります。そういう意味ではケア問題だけに限らず担任と児童生徒のなんでも話せる信頼関係というのが一番根本にあるのかなという気はしています。

●議長（佐藤武雄） 湊議員。

◆10番（湊 喜一） スクールカウンセラー、それとスクールソーシャルワーカー、一応機能はしている。本来はスクールソーシャルワーカーなんかは常駐していただくというのが一番ベストだと思いますが、いろいろな任命をするのは県だと思っているので、今後、長野県も国も重視してこういうヤングケアラーという問題を取り上げて既に動いておりますので、今後増員等があると思うんですが。文科省としてやはり学校での態度が一番ヤングケアラーを発見しやすい、問題をそういうところに重視している部分があると思います。先ほどカウンセリングする前にアセスメントシート、私も見たんですがこれは小学生には無理だなと、中学生でもちょっと、高校生向きだと思います。これを学校現場で使うとすると、かなり噛み砕いた形でやって、まあ言えばアンケート用紙みたいな形で使っていただくのがいいんじゃないかなと思ったりするんですが、一応これがスクールソーシャルワーカーの方が支援会議ですか、紹介されていると思うんで、一番の窓口は学級担任にヤングケアラーの問題の認識を深めていただくというのが、今後、教育委員会としてもしっかり取り組んでいっていただきたいと思う部分であります。それと、その学校と地域包括支援センター、この辺との連携ですよね。今後必要になってくるのは、家庭で子どもたちが介護をやっているとか、例えば帰った途端に家族の料理を作っているような、自分の勉強をする時間、遊ぶ時間もないというような実態があるんじゃないかなとも思ったりもするんですが、いろいろな事例が紹介されていて、ちょっと紹介させていただきたいんですが、50代のご夫婦で離婚をされて子どもさんが20代と10代がおられる。そこに祖父母がおられる。早くに離婚されたので祖母がその子どもさんを8歳からずっと母親変わりをされていた。10代になってから祖母が大腿骨を骨折されて動けなくなって、小学校6年生から大学1年生まで8年間この祖母の介護をされた。介護保険で行き届くはずなんですが、行き届かなかったという部分ですね。父親

や姉は仕事をされているので仕事が忙しく家族を垣間見る状況ではなかったと。本来これは、介護保険を利用して訪問介護、通所等々できるんですけどね。それでこれを中学生の時しっかりその辺の所を保障されていれば、勉学の機会等に使えたと思うんですが、この時の教員の対応なんです、相談に乗ったのは教員であります。相談によって、介護による遅刻の優遇、その欠席の際には補習をしたと。またケアマネージャーの対応が本人に気をかけ、週1回の訪問をした。ケアマネージャーとは普通月1回ですよ。それを毎週行って話し相手をしたと。ホームヘルパーの対応は祖母の支援に加えて洗濯や食事など本人の生活支援や信頼できる大人としての声かけや見守りを行ったことで、本人の心身の負担を軽減することができた。課題ですが、本来介護保険サービスは要介護者のためのものなので、本人に対する支援しかできない。これを家族に対しても支援ができるような体制作りというのが望ましいというのが今後の課題ですよ。これは早期発見することでこの子どもさんのヤングケアラーから解放されるひとつのきっかけになると思う1つの例なんです、例はいっぱいあるので長くなるのでこのくらいの紹介しておきますが、これでちょっと住民福祉課の方にお聞きしたいんですが、この厚生労働省作成の家族介護者支援マニュアルというのが平成30年3月に制定されておりますが、この家族介護者に対するアセスメント、先程のアンケートみたいなものですね、それから自己チェックの実施を相談窓口なんかで、窓口に来られて相談してそういうところで活用されたのか、対応した事例はあるか、お聞きしたいと思います。

●議長（佐藤武雄） 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤 豊） はい、厚生労働省の市町村包括支援センターによる家族介護者支援マニュアルにつきましては議員さんおっしゃるとおり、ヤングケアラーに限定したものでなく、家族介護者支援全般のマニュアルとなっているものでございますけれども、家族介護者支援マニュアルにおけるアセスメントシートそのものを実際に相談窓口で活用した事例はございません。介護における介護負担におきましては、その内容の状況につきまして、介護支援専門員、ケアマネージャーが訪問活動の中で把握、対応しておるところでございますけれども、ヤングケアラーの事例につきましても、当課での対応事例は現在の所ないところでございます。

●議長（佐藤武雄） 湊議員。

◆10番（湊 喜一） はい、介護等の現場ではなかなかヤングケアラーを早期発見することは難しいようにも思います。やはり学校側でヤングケアラーを早期発見していただく、これ学級担任ですかね、そういう所が常時注意していただいて、それを先ほどの支援会議ですか、そこでしっかり明らかにしていただいて、これを地域包括支援センターと連携、これが大事になってくると思うんですが、こういう事例があるとまたスクールソーシャルワーカーがやはり動いていただくことが大事になってくると思うんですけど

も、子どもさんのお話を聞くだけでも助けになると先ほど教育長が言っておられましたけれども、それ以上に大人が支援していく部分が見つけられると思うんですが、これスクールソーシャルワーカーはどういう資格を持ってなれるのか私もそこまで勉強していないんですが、ある程度の心理学等を勉強した方でないとなれないと思うんですけれども、これを町独自で要請まではいかないが雇用して、そういう形でヤングケアラーを見つけていくというような考えはございますでしょうか。ちょっとお聞きしておきます。

●議長（佐藤武雄） 佐藤教育長。

■教育長（佐藤尚登） 検討はしますけれども、なかなか難しいのかなというのが正直なところです。資格のある方がどれだけおいでになるかとか、もちろん予算的なこともございましょうし、検討はしてみたいとは思いますが。ただ先程も申し上げましたように、町独自で精神保健福祉士の方をお願いして相談にのっていただくような仕組みはございます。

●議長（佐藤武雄） 湊議員。

◆10番（湊 喜一） はい、一応なんとなくそれに近いような資格を持っておられる方が、越権行為になるか分かりませんが、そういう子どもの見守りの部分をやっていただいているんだろうと想像させていただきます。そういうところからしっかりヤングケアラーを見つけていただいて町全体としてその支援をする体制を組んでいただきたいと思うんですが。やはり一番大事なのが、この町として地域包括支援センターっていう組織があります。そういうものと教育委員会との連携、担当課をまたいだ形のプロジェクトチームっていうのを作った方が望ましいのではないかなと思うんですけれども。今後町としてどういうふうに取り組んでいかれるのか、支援はどのような形を目指せばいいのか、最後に町長に見解と方針をお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤武雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 大変重要な問題であるという認識は、私自身も持たせていただいております。実態がなかなか掴みづらい、そして対象となる町内の対象者がいるかどうか、それらもまだはっきりしていないという状況でありますし、それから湊議員さんから特に学校現場で先生方が十分な配慮をすることが一番早いといいますか、発見しやすいといいますか、そのような話もありますが、なかなか学校現場の先生方もちょっと難しいところもあるんだろうなど。日ごろの生活態度、教育の勉強態度等々も全般的に見ながらですね、それに結びつけていくような発見というのはかなり難しいことかなとも思います。そういった意味では一般行政的な立場も含めて、例えば民生児童委員さんの皆さん方もおられます。改めてこのヤングケアラーという、なかなかまだ認識は深くな

いというふうに思いますので、そういった立場の皆さん方にもこんなような実態があるということをお繋ぎしながら、そして最終的には必要となれば、この小さい町でありますから、なかなかそれ毎に担当部署というわけにはいかないと思います。しかし、そこに対応できる体制というのは必要に応じて確立していかなければいけないというふうに思います。今すぐにそのことで体制を取るといような状況ではないのかなというふうに思います。

●議長（佐藤武雄） 湊議員。

◆10番（湊 喜一） はい、これでようやくヤングケアラーという問題がクローズアップされてきたと思います。まだ国も動き始めたばかりです。将来的にはこれがひとつの大きな問題となってこのプロジェクトチーム、今、地域包括支援センターは、介護のかなめですよね、これがなんとなく機能しかかっていると思うんですけども、それと同じような形で子どもたちに対してもヤングケアラーと呼ばれる問題が解消するような組織作りを頭に描きながら行政のかじ取りをお願いしたいと思います。

続きましてコロナ感染症ワクチンの接種についての質問をさせていただきます。先ほど同僚議員の方から聞かれたので、どうしようかと思っているんですけども、一番の問題は当日キャンセルになって余ったワクチンが希釈されると6時間ほどしか持たないという問題でしたね、これをいかに解消するか、余って廃棄するようなことがあってはならないと思いますので、それも先ほど答弁がありましたけれども、それと今後のワクチン接種の見通し、結構時間がかかってしまう、今後これをスピードアップして多くの方に打つ方法というのを新たに何か考えておられるのか。一番大事なものは医師の確保だと思うんですけども、この辺のところを県に要請するだけでなく、信濃町にもほかの医師もおられる、注射を打てる医師もおられるんで、その辺の所を要望していく働きかけも必要だと思うんですけども、そういう医師を増やす対策、打ち手の対策、その辺の所の展望をお聞きしておきたいと思います。

●議長（佐藤武雄） 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤 豊） 最初の1点目ですが、キャンセル待ちの関係でございますが、先ほども答弁させていただいたんですけども、当初につきましては信越病院のコスモス病棟の患者さんに、キャンセルがありますと同意をいただいて接種をしていたんですが、コスモス病棟の患者さんもいつまでもキャンセル対応というわけにもいきませんので、その後会場スタッフ、それから介護職で優先順位が上でない皆さんにもキャンセル待ち登録をさせていただいて対応をしています。更に今回73歳から65歳の方については、接種日を指定する際に15分程度でご来場いただける方につきましては、キャンセル待ち登録をさせていただいて、ワクチンを無駄にしないよう、そのような内容で対応してまいりたいというふうに考えてございます。それから今後のワクチン接種の予定で

ございますけれども、やはり医療スタッフがなかなか足りなくて、接種日を繰り上げできない状況でございます。今、74歳以上になりますけれども70人ずつ打っているのですが、当初の予定ではドクター1人で2時間だと90人が限界だろうという形で、今後90人で打っていった場合に相当先まで伸びてしまうというようなことで、信越病院さんとも相談させていただく中で、県にも実はドクターそれから医療スタッフの要請をしてあるんですが、その辺の所もまだ確定ではございませんので、うちのほうでも動きまして、もし間に合わなければ時間を少し延ばして、延長してドクターにも努力していただいて、120人ぐらいずつ接種をしていけば、先ほど申し上げましたとおり高齢者につきましては7月末はちょっと難しいかも分からないのですが、8月の早いうちに終わると。それで、全町民につきましては、早ければ10月の末、11月中には終わるだろうということで今計画をしてございます。医療スタッフの中にも、ドクターだけではなくて、打ち手は比較的足りているんですが、そのワクチンを注射器の中に入れる、そういう仕事をする職員もいるわけでございます。これもまた重要な仕事でございまして、そのスタッフが足りないということで、そういった方も探しながらやっとお願ひする中で、接種の人数を増やしていきたいということで考えてございます。

●議長（佐藤武雄） 湊議員。

◆10番（湊 喜一） はい、住民福祉課としては非常に精力的にいろいろなことをされているということは評価させていただきます。ワクチンを希釈する、これは薬剤師じゃないとできないのか、看護師じゃないとできないのか、その辺は専門外ですので言及いたしませんけれども、是非ともそういう良い人材を探す努力をしていただき、更にワクチン接種が進むように努力をお願いしたいと思います。あと町民の方とお話をしていて、未接種の高齢の方なんです、大前提である予約を取ること、そういう認識がなかった方がおられるんです。打ちたいんだけど何も言って来ないよと、ワクチンのチケットだけ送ってきて、中身を読んでいなかったんだと思いますが、電話で予約をするということを認識されていなかった方がおられました。こういう方が、町の中にも結構おられるんじゃないかと。再度、再チェックの部分が必要じゃないかなと思うんですけれども、住民福祉課としてそういう実態を掴んでおられるのかどうかお聞きしておきます。

●議長（佐藤武雄） 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤 豊） 当課といたしましては、当初ワクチン接種につきましては任意接種ということで、希望される方に接種をしていくという考えでございますけれども、今議員さんがおっしゃるように、打ちたいんだけど認識が不足しているんですとか、そういった方がおられるということですので、町といたしましては、また広報ですとか、防災無線等で、当然75歳以上の方も接種期間は決めていますけれども終わっても接種はできますので、広報等でお知らせ・勧奨をしてまいりたいというふうに考えてござい

ます。

●議長（佐藤武雄） 湊議員。

◆10番（湊 喜一） あと前期高齢者、はがきで予約という形、希望をはがきで申し込むという、そういう認識ももしかしたらない方もいるんじゃないかなと。やはりいろいろな形で周知する必要があるんじゃないかなと思います。そうなってくると、防災行政無線等で時々予約の勧奨、接種の勧奨というのをやっていく必要もあると思いますので、町を挙げて接種を進めていきましょう、町全体でコロナに対する抗体を持った人が増えてコロナ禍から脱却するという運動を繰り広げていく必要があると思うんで、この辺の徹底をお願いしたいんですが、再度お答えをお願い致します。

●議長（佐藤武雄） 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤 豊） 任意接種でございますので、本人の意思に基づいて接種をしていただきますので、それを大前提として、接種したいのだけれども予約方法とか忘れてしまった、分からないという方については当然打っていただく権利がございますので、そういったものにつきましては随時広報もしてまいりますし、防災無線等でも広報してまいりたいというふうに考えてございます。

●議長（佐藤武雄） 湊議員。

◆10番（湊 喜一） 是非とも、大変な作業が待っていると思いますけれども、精力的に町民の健康を守るためにも動いていただきたいと思います。

それでは次の質問に移りますが、ご存じだと思うんですが、改正災害対策基本法が改正されました。この先月の5月20日に施行されています。大きな問題はマスコミ等で大きく報道されていました。避難勧告と避難指示が一緒になったと、それが出たらすぐに避難と言う形で、町民に対する周知ですね、テレビでやっているからもういいんじゃないかと思われるのかどうか、今後町の取組みですね、どういう形で町民に対して周知をする、この災害に置いてレベル4の場合ですね、どういう取組みをされていくのかお聞きします。

●議長（佐藤武雄） 松木総務課長。

■総務課長（松木和幸） 実務的なことですので私の方からお答えさせていただきます。今、議員さんお話のとおり災害対策基本法の一部が改正される法律が5月10日に交付されて5月20日施行ということでございます。先ほどお話のあったとおり、主な内容とすれば避難勧告と避難指示が一緒になったということでございまして、今後、大雨等

で災害が発生する高い状況であれば警戒レベル4で避難指示ということが発令されるということでございますので、危険な場所から必ず避難をお願いすることとなります。また、今までと同様でございますが、高齢者の方や障がいのある方、乳幼児のいるご家庭などについては避難に時間がかかりますので、警戒レベル3高齢者等避難が発令されましたら、速やかに避難行動を取っていただきたいということでございますので、この場をお借りしまして住民の皆様をお願いしたいと思っております。町としましては、この5月27日に町のホームページに改正内容を掲載してございます。また今月の広報配布に合わせまして、概要版でございますが全戸に配布をさせていただいた所でございます。また来月7月の広報でございますが、そこに特集記事を組む予定で今進めておるところでございますので、是非そちらをご覧くださいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●議長（佐藤武雄） 湊議員。

◆10番（湊 喜一） 今回の災害対策基本法の改正の大きな柱が、周知の仕方というか、避難指示等の在り方が非常に大きな部分で、それ以外にも大事な部分もありますのでどういう形で動かれるのかお聞きしたいと思います。この改正点の中では、「避難行動要支援者名簿の作成」、「個別避難計画の作成」、これは努力義務なんですが、以前から要支援者避難計画という形で、先ほどレベル3で避難していただく高齢者、それから体の不自由な方々等が早めに避難と言う形はいいんですけども、そういう人達の避難計画、要支援者の避難計画を立てるべきで、そういう方がおられる方の自宅のところには地図におとして一見して要支援者の把握ができるという、そういうものを要求はしてはいたんですが、そこそこ進んでいるようには思うんですけども、現状はどうか。「避難行動要支援者名簿」というものの作成、それと合わせまして「個別避難計画」、努力義務ながら一番大事なことだと思いますので是非とも町は取り組んでいってほしいんですが、いかがでしょう。

●議長（佐藤武雄） 柄澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（柄澤 豊） 当町における災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿の作成状況でございますけれども、町災害時要援護者支援に関する要綱等に基づき、65歳以上の1人暮らし、高齢者、要介護認定者、各種障がいをお持ちの方々について町の福祉・介護保険係で台帳整備をしまして、毎年更新作成をしております。また、平常時から地域の見守り体制の整備として、特に民生児童委員さんの皆様に担当地区内の訪問調査にご協力いただき、やはり寝たきり等の高齢者、独り暮らし高齢者、高齢者世帯、ひとり親家庭なども含めまして名簿をご覧くださいまして防災マップの作成についても毎年更新、整備をさせていただいております。しかしながら現段階として、災害発生時にこれらの支援を必要とされる方々の個別避難計画までは、努力義

務になっているのですけれども、完成に至っていない状況でございます。

●議長（佐藤武雄） 湊議員。

◆10番（湊 喜一） そういう所は、松木前町長の時にもこのお話をして、避難する時に、個人情報だから開示できないじゃなく、災害だからいち早くそういう情報は消防団なり警察なりに開示すべきじゃないかという話をした記憶があるんですけれども、是非ともそういう情報は命に関わる部分、安否確認と言う観点から、個人情報どころじゃないと思うんで、その辺のところを素早く開示できるような体制作りと、その個別避難計画、これを合わせて、これはできたばかりではないので、是非ともしっかり取り組んでいただきたいと思うんですが、あと時間が残り少ないので今思っているところが、自主防災組織ですね。町で、各集落で防災組織を組んでいただいて自助共助の部分、公助は最後に町や国が助ける部分だと思うんですけれども、この自主防災組織の大事さっていうのは町長もご存じだと思いますし、再三、各集落の町政懇談会等でも自主防災組織を作っていたきたいというのを町長が訴えられている、その辺は私も同じだなと思っておるんですが、ようやく8つの組織ができた聞いておりますが、なかなか増えてこない。これはやはり大事な組織だと思うんで、是非とも補助とか支援のことをやっていくと自主防災組織が立ち上がってくるんじゃないかと思うんですが、例えば、土嚢の袋、砂の備蓄、個人に対して非常持ち出し袋の支援をすとか、手回しの携帯用充電器を支援すとか、防災グッズは様々あると思うんですが、そういうものの支給を、そういう立ち上げた組織には助成するという考えは町長にございますか。

●議長（佐藤武雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 湊議員ご指摘のように、自主防災組織というのは極めて重要な組織だと認識しております。おっしゃったように毎年総代会等でもお願いをしているわけですが、今聞きましたら町内8つから10の組織が立ち上がったということでございます。徐々にご理解をいただいているところかなと思いますが、災害はいつ何どき起こるか分かりませんので、できるだけ早くその体制を整えるべく行政としても努力をしなければいけないと思っております。そこで立ち上がった、あるいは立ち上げる、そのメリットのひとつはインセンティブをどういうふうに与えるかというようなことにもなるかと思えます。現実も今発電機だとかいろいろなお話があったんですが、照明の問題だとか発電機の問題とか、町としても、これはひとつの他の補助団体みたいのものがありますから、そういったことで申請すれば数の問題もあるが、そういった制度もあるということで、また町としても非常食の関係についても配備できるような方法、そういったことも含めて今までそこをお知らせのメリット部分で、できてきていなかったかなと思いますので、その辺も十分お知らせしながらですね、要はできあがった自主防災組織がいざという時に機能していただくということが大事なことでありますので、

そのことも含めて対応してまいりたいと思います。

●議長（佐藤武雄） 湊議員。

◆10 番（湊 喜一） はい確かにそのとおりですので、行政としてもしっかり取り組んで、そういう組織を立ち上げ、町民に対してしっかり周知をお願いしたいと思います。あと時間ですので切り上げますが、備蓄倉庫の位置がハザードマップ上に書かれていない。どこにあるのか、ある程度の備蓄品の内容も広く周知する必要があると思うんですが、この辺のところ考えておられるかどうかお聞きしておきます。これで最後にします。

■総務課長（松木和幸） 現在、当町には備蓄倉庫というものはございません。防災マップにもそういうことで明記はしてございませんが、指定避難所の方に備蓄品を常駐させております。具体的に言いますと、古海の体育館・野尻体育館・地域交流施設・富士里体育館、それと役場でございます。役場は指定避難場所ではございませんけれども、それぞれ備蓄食糧や簡易トイレ、浄水器そういうものを保管しておりますので、いざとなった場合その地区に持っていくことは可能かと思っておりますし、先ほど自主防災組織のお話もありましたがそちらの方にも備蓄食糧や便袋等もお渡ししておりますので、自主防災組織ができあがることによって、そこにも配備ができる。ただ、現在、保管する場所がないということも自主防災組織さんからも言われているので、これはまた今後検討させていただきたいと言うふうに考えております。

●議長（佐藤武雄） 湊議員。

◆10 番（湊 喜一） はい、いろいろと取組みをお聞きいたしました。町としてもしっかり災害に対する備えをしていただきたいという思いも含めましてこの一般質問を終了したいと思います。

●議長（佐藤武雄） 以上で、湊喜一議員の一般質問を終わります。この際申し上げます。昼食のため午後 1 時まで休憩といたします。

（午前 11 時 31 分 終了）